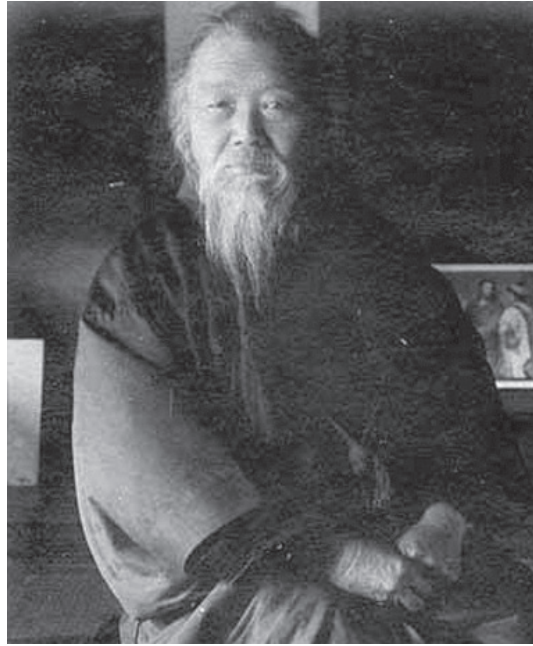


高鍋町の 先賢と文化財 特集『三好退蔵』

Vol.4

NPO法人足尾鉈毒事件田中正造記念館提供



足尾銅山鉈毒事件を国会で追求した田中正造

ロシア皇太子が斬りつけられた歴史的事件「大津事件」。
その渦中、毅然と法を守った検事総長が、高鍋出身の三好退蔵です。
令和8年2月に開催する歴史シンポジウムでは、郷土が誇る三好退蔵の功績と人物像について学びます。

退蔵、大審院長に就任するも、 任期途中で辞職する

明治二十六年（一八九三）三月、三好退蔵は大審院長に就任します。しかし、明治二十九年十月、任期途中で大審院長を辞職して退官します。辞職の理由は、院長就任中に起こったある裁判官の「裁判官転所拒否事件懲戒裁判」によるものです。

甲府地方裁判所に別所別というペテランの判事がいました。たまたま新潟地方裁判所に判事の欠員が生じたので、別所判事に転勤を命じ、欠員を補充しようとした。補充する裁判官は新任者ではなく経験者の必要があり、別所判事が適任とされたわけです。別所判事は、転勤命令が急であつたことを怒り、転勤命令に従いませんでした。裁判所構成法第七十三条に「判事はその意に反して転所せらるることなし」とあり、別所判事はこの条文を根拠として転勤を拒みました。ただし当該条文には「補欠の必要ある場合はこの限りにあらず」という但し書きがありました。この裁判官転所拒否問題について、別所判事は懲戒裁判にかけられることになりました。大審院長三好退蔵のほか六名の判事が裁判を担当しました。三好退蔵と判事一名が「懲戒に相当」、その他四名の判事は「懲戒に当たらない」というものでした。三好退蔵は自分の主張が容れられなかったことに抗議して、司法大臣に辞職届を提出し、大審院長の職を辞しました。

退蔵の意見は、「裁判官に欠員が生じた場合は、司法大臣の権限においてこれを補充するを至当とする。司法独立の美名のもとに、裁判官が自己の身分・地位を保全すべく、転勤を拒否するのは、自己保身にすぎない。司法官として社会に奉仕すべきであるという観点から許されない」と

いうものでした。

三好退蔵の大審院長辞任のニュースは新聞でも報じられ、世論を喚起しました。十月九日の毎日新聞紙上で、明浦生なる人物が大審院長辞任理由に関して公開質問状を公表しました。これに対し、三好退蔵は十一月十五日に同紙上に回答文を公表しました。回答文の内容は、前記の意見を補足しながら、噛んで含めるように詳しく説明し、世論の納得を得るものでした。

民間弁護士として足尾鉈毒事件の 弁護を引き受ける

大審院長を辞任した翌年には民間の弁護士として活動をはじめます。明治三十二年（一八九九）には、推されて東京弁護士会長に就任します。

このころ、栃木県の足尾銅山では鉈毒事件が発生していました。明治二十三年に群馬県、栃木県を流れる渡良瀬川が大洪水で氾濫し、鉈山から流れ出た汚染物質で汚染された土壌が田畑を覆いました。このため稲は育たず、井戸水も有毒物質を含むため飲めなくなりました。深刻な事態に困窮した農民たちは政府へ直訴しますが埒がかず、農民たちは集団デモを起こします。これに同情し、農民のために立ち上がったのが栃木県選出の衆議院議員田中正造でした。

明治二十九年の大洪水後、田中正造が帝国議会で質問状を提出したのは明治三十年二月二十六日でした。これに対し、三月十八日に内務大臣樺山資紀、農商務大臣榎本武揚の答弁書がされます。田中正造は三月二十四日に再質問状を提出し、演説を行います。

農民たちは田中正造を中心に「押し出し」と呼ぶ集団請願（陳情）を実行します。警察はそれ

を力づくで阻止しようとして激しいもみ合いとなります。押し出しの舞台は、群馬県邑楽郡川俣村^{かわまた}でした。江戸時代は日光裏街道の宿場町でした。押し出しが行われた場所の名をとって、請願事件は川俣事件とも呼ばれました。

第一回の押し出しは三月上旬、第二回目は三月下旬でした。翌明治三十年三月に第四回目をしました。明治三十三年二月の四回目の押し出しに対し、官憲は激しく弾圧します。弾圧行為に抵抗した五十一人の農民が逮捕されました。彼等は刑法第一三六条「凶徒聚衆罪」^{（現在の騒乱罪）}で起訴されました。

足尾鉾毒事件とよばれるこの事件は、まだ人権が重視されなかった当時において、人権闘争、公害問題、市民運動などさまざまな意味で、日本の大衆運動の先鞭をつける象徴的な事件でした。

東京弁護士会長であった三好退蔵は、自ら先頭に立ち関東の弁護士を結集させて農民の弁護にあたりました。弁護団は合計六十六名の弁護士からなり、内訳は東京弁護士会四十七名、前橋弁護士会十二名、宇都宮弁護士会五名、横浜弁護士会二名でした。

第一回公判は、明治三十三年十月に前橋地方裁判所で開かれました。判決日まで二十回の公判が開かれました。退蔵は多忙な中を公判に九回出廷しました。自分が出廷できないときはかわりの弁護士を出廷させました。弁護団は、田中正造と同じ宿舎に泊まり、情報を交換しました。田中は鉾毒の被害地から農産物を取り寄せて鉾毒がいかにひどいかを弁護士たちに示しました。

十二月二十二日に判決が言い渡されました。裁判官は「凶徒聚衆罪」を否定し、解散命令を拒否したことに対する「官吏抗拒罪」^{（現在の公務執行妨害）}を適用しました。

この結果、重禁固二年一名、同一年二名、軽禁固二年二名、重禁固四月十九名、無罪二十二名でした。全員無罪判決を期待していた田中正造

は、「凶徒聚衆罪」の適用はないものの、有罪判決を多数出したことに失望しました。この判決に対し、有罪となった被告は全員控訴を決定し、検事は全員に「凶徒聚衆罪」の適用を求めて控訴しました。

東京控訴院における控訴審は明治三十四年九月二十日に始まりました。控訴審では、鉾毒被害地の現地検証が行われました。裁判官、書記、検事、弁護士が立ち会う外、学識経験者、国会議員、新聞社も参加しました。三好退蔵は弁護団の一員として参加しました。

東京控訴院での控訴審で、退蔵は左記の注目すべき主張を展開しました。

「川俣事件には警官の挑発がある。警官は上官の命令によって被害民に戦いを挑み、はじめから凶徒聚衆罪で逮捕せんとしたものである。警官の挑発によりその罪を生じた場合は、イタリア刑法によればその罪を論ぜずとされている。そのような判例もあるので、警官の挑発に依る川俣事件は被告は無罪である」
この主張は核心を突き、裁判官の心証を左右しました。

川俣事件の控訴審判決は、明治三十五年三月十五日にありました。判決では、二名のみが治安警察法違反で罰金五円、一名が重禁固十五日、その他の被告は全員無罪でした。

検察はこれを不服として大審院に上告しました。大審院での口頭弁論は五月八日にあります。弁護人は十八人で、勿論三好退蔵は加わっています。判決は、四日後の五月十二日にあります。

判決内容は、「原判決中野口春蔵外三十八名に対する部分を破毀し、更に判決をなさしめるため、本件を宮城控訴院に移送す」というものでした。

同時に大審院は三つの判断を示しました。今後の同様な事件においてはこの判断に従って裁判を行う必要があります。これが大審院による判断の法的拘束力なのです。「一、凶徒聚衆罪は多

衆共同の意志により成立する。意志の合同がないときは不成立。二、合同の共同意志は始めから存在することを要しない。途中からでも共同。三、多衆のうち一部に暴動の意志がある場合はその一部に凶徒聚衆罪が成立」

この判断のもとに、宮城控訴院で控訴審が行われた場合は、被告側に不利となる見込みでした。しかし控訴審は意外な方向で決着します。検察側の控訴手続き不備により、控訴不受理となり結審しました。東京控訴院での判決が確定したのでした。

代議士田中正造は、熱心に弁護してくれた三好退蔵、花井卓蔵、塩谷恒太郎、飯田宏作を「義を知る人」と呼んで称賛しました。

石井十次を支援する

三好退蔵は四歳年下の堤長発^{（つみなかみ）}（高鍋出身で、児湯郡長、宮崎農工銀行頭取など歴任）と親しく、堤を通じて石井十次とも親しくなりました。退蔵は敬虔なクリスチャンとして、明治十九年には東京・番町教会の設立にもかわりました。

石井十次は岡山孤児院を経営しながら、明治三十一年に音楽幻燈隊を編成し、寄附金募集と賛助員募集を開始します。翌三十二年五月に十次は上京し、徳富蘇峰^{（とくみそほう）}に会います。

そして三好退蔵らが設立した番町教会に行き、説教をしました。十次は二十年振りに退蔵に会います。十次が十五歳前後に私塾・晩翠^{（ばんすい）}学舎で学んでいたころに会って以来でした。退蔵の伝手で渋沢栄一の知遇を得ました。渋沢が設立した東京養育院でも音楽幻燈会を開きました。

五月十五日には、退蔵は自宅の夕食会に十次を招きました。退蔵は東京に出張中であつた高鍋出身者・鈴木定直^{（さだなお）}（大阪府警部長のときに十次と親交）や津野常^{（つのの）}（宮崎県議会議長）などを共に招き、十次を交えて親しく歓談しました。

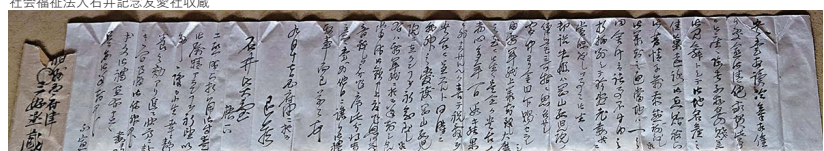
十次は東京で音楽幻燈会を開催する時、退蔵夫妻の支援を仰ぎました。退蔵は十次への支援を惜しみませんでした。

木城町の石井記念友愛社にある石井十次資料館に三好退蔵から石井十次に宛てた直筆の書簡が残されています。内容は、退蔵が病氣になって自宅で療養していたときに、十次が送った見舞品に対する礼状です。その書簡の中に、「懸案事項については後日相談しましょう」との内容が書かれています。退蔵と十次の懸案事項とは何であつたのかは不明のままです。

明治四十一年（一九〇八）八月二十日、三好退蔵は宿病の胸の病氣のため、神奈川県国府津に求めた静養のための自宅での波乱に満ちた生涯を了えました。享年六十三。

参考資料

- 高鍋町史
- 高鍋の先賢 高鍋町教育委員会
- 高鍋郷友会報告 明治四十一年十月号
- 高鍋藩 甞る歴史と逸話 石川正雄著
- 大木喬任と三好退蔵 重松優著
- 千歳亭閑談 秋月種英著（日向日日新聞）
- 慶応義塾出身名流傳 慶応義塾
- 志は高く 高鍋の魂の系譜 和田雅実著
- 安井息軒先生 若山甲蔵著
- 瓦全 息軒小伝 和田雅実著
- 日本政治裁判実録 明治前・後我妻栄 他三名 編集
- ニコライ遭難 吉村昭著
- 児島惟謙 楠精一郎著
- 足尾鉾毒事件（上）（下） 森長英三郎著
- 石井十次 黒木晩石著



三好退蔵が石井十次に送った書簡